

4. ニシン^{りょう}漁^{うつ}の移^かり変^かわり

明治^{めいじ}2年(1869)7月に明治新政府は開拓使^{かいたくし}(※33)をつくり、同年8月に蝦夷地^{えぞち}を北海道^{あらか}と改^{あらた}め、11国86郡^{ぐん}(※34)をおきました。

9月には従来^{じゅうらい}の場所請負人^{うけおい}(※35)を廃止^{はいし}しましたが、10月には名称^{めいしょう}を漁場持ち^{ぎよば}と改^{あらた}めました。

その当時は、松前^{まつまえ}に住^す所のある人^{ひと}にしか出稼^{でかせ}ぎが認められず、東北地方北部^{まつまえ}の人^{ひと}たちは松前^{まつまえ}の人^{ひと}の名前^{なまえ}を借りて出稼^{でかせ}ぎをしていました。そして、名前^{なまえ}の借賃^{かりちん}(※36)を納めていたのです。

※33 開拓使^{かいたくし}

北海道開拓^{かいたく}のために明治政府^{めいじせいふ}がおいた最初^{さいしよ}の役所。

※34 11国86郡^{ぐん}

行政区画^{ぎょうせいかく}のこと。現在^{げんざい}は47の都道府県^{とどうふけん}とその下にある市町村・特別区^{とくべつく}で構成^{こうせい}されるが、当時は国^{くに}・郡^{ぐん}・里^りの3段階^{さんだんかい}であった。

※35 場所請負人^{うけおいにん}

江戸時代^{えんしゆ}に藩主^{はんしゆ}などから交易^{こうえき}の権利^{けんり}を請^うけおった商人。

※36 借賃^{かりちん}

物^{もの}を借り^かて支^し払^{はら}うお金。

めいじ かいたくし ぎよば はいし
明治9年(1876)、開拓使は漁場持ちを廃止し、ニシン

ぎよば えいぎょう しがんしゃ ぎよば わりわた
漁場を開放して営業は自由になり、志願者に漁場を割渡
す(※37)ようにしました。

けっか めいじ しんきぎよぎょう
この結果、明治10年(1877)に新規漁業が開始され、留萌

たてあみぎよば どう とう さんどまり
のニシン建網漁場は礼受31統(※38)、留萌30統、三泊51
統の計112統になりました。

ぎよば ふ
漁場がどんどん増えるMO~!



※37 わりわた
割渡す

わたくし せいぶん
分けて渡す。配分する。

※38 どう
統

たてあみぎよば たんい
建網漁場を数える単位。

めいじ じよじよ ぎょかくりょう ふ
明治10年(1877)からの10年間は徐々に漁獲量(※39)が増
えて、北海道におけるニシンの漁獲高(※40)は年平均45～
70万トン^{すい}を推移してきました。

ぐんすいさんぶつとうけい てき かす せいさん
留萌郡水産物統計によると、代表的なニシン粕の生産
だか めいじ やく めいじ
高は、明治5年(1872)に約23,000トンだったものが、明治
24年(1891)には約55,000トンにまで増加しています。

めいじ かいたくしはいし さつ
この時期の北海道は、明治15年(1882)の開拓使廃止、札
ぼろ はこだて ねむろ せっち めいじ
幌、函館、根室三県(※41)の設置、明治19年(1886)の北海道
ちようせっち へんか
庁設置と、めまぐるしく変化した時代でした。

※39 漁獲量

ぎょかく りょう
漁獲された魚介類の量。

※40 漁獲高

ぎょかくぶつ りょう きんがく しめ
漁獲物の量を金額で示したもの。

※41 県

ぎょうせいくかく ちよう せっち さい はいし
行政区画のことで、北海道庁が設置された際に廃止された。

すいさんかんけい かいかく めいじ
水産関係にも多くの改革がなされ、留萌では明治20年

(1887) 1月1日、留萌郡留萌村・三泊村・礼受村漁業組合

を設立し、留萌に事務所を設置しました。

当時の組合員数は162人で、建網業者36人、差網業者
36人、その他92人でした。

建網数は、ニシン建網63統、鮭建網12統、鱒建網6統
で、差網は615放(※42)でした。



たいりょう よろこ りょうし
大漁を喜ぶ漁師たち

※42 放

長さ7.2m・幅2.4mの網1枚を1把といい、これを5枚つなぎ合わせたものを1放という。